

## 緊急事態宣言解除以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 区業務等の考え方について

### 1 現状の捉え方

新型コロナウイルス感染症への対応として、これまで区では、施設やイベントの休止など、業務継続計画を踏まえた取り組みを開始してきたところである。その後、4月7日に発令された国の緊急事態宣言を踏まえた取り組み等により、5月14日には一部の県で緊急事態宣言が解除され、5月の大型連休以降は東京都内の新規陽性者数も減少し、5月25日に緊急事態宣言が解除された。しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、対策を緩めた途端、一気に感染が広がっていくリスクがあることから、引き続き警戒を怠らず対応を続ける一方で、現時点においては、徐々に通常の区民生活の回復を進めていくことへの検討段階にあると捉え、以下のとおり、当面の区の対応方針を示す。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大については、先行きが不透明な部分も多いことから、予期せぬ感染拡大の第二波の傾向が確認された場合は、この限りとせず、柔軟かつ早急に対策を講じる。

### 2 基本的な考え方

6月より、東京都においても「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」のSTEP 2に移行するとの想定において、必要な対策等は継続しつつ、概ね6月18日（木）までは試行的な緩和にとどめ、状況を踏まえながら6月19日（金）からは、さらに一步踏み込んだ運営等を可とするも、少なくとも7月9日（木）までは、一定の対策を継続する取り扱いとする。その後は「新しい日常」を踏まえ、3密回避の観点から、現行の基準の見直しを含め検討を行うこととするが、区民の生活に大きな影響を及ぼす制限は、代替措置の確保などの対策も併せて検討し、実行していく。

### 3 引き続き感染症拡大防止策として、緊急事態宣言解除後以降少なくとも7月9日（木）までは継続して行う取り組み

#### （1） 全般的な体制・環境等について

- ・室内の換気の徹底（冷房運転を行っている場合においても1時間に2回以上の換気を行う）
- ・区民の来庁を控えてもらうための電話、郵送、ファックス、Eメール等による受付等の推奨
- ・職員のマスクの着用
- ・来庁者に対する手指消毒の勧奨
- ・窓口における飛散防止フィルムの設置
- ・参加者の参集の必要性が高くない場合における書面による会議の開催
- ・テレビ会議やインターネット環境等を活用した打ち合わせの実施

(2) 区民に対する呼び掛けについて

- ・日常生活の中での「新しい日常」への心がけについての周知。
- ・咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの実施のお願い。
- ・外出時のマスクの着用をお願い。
- ・発熱や風邪症状がある方への外出自粛のお願い。
- ・他県への不要不急の移動自粛のお願い（6月18日まで）

(3) 職員体制

- ・通勤時の3密（密閉・密集・密接）を回避するための、時差勤務の継続
- ・職員の事故欠勤の取り扱いについては、当分の間継続する。しかし、在宅勤務については、妊娠中の女性職員（一定の条件あり）を除き5月末迄で終了とする。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みや、区民生活維持のため緊急な対策や業務量が増加する所属への応援については、引き続き柔軟且つ早急に行うこととする。

4 区施設における原則5月末までの取り扱いについて

～東京都公表「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」における外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容 STEP 1 に相当～

- ・6月からの再開に備えた準備を行う期間とし、不特定多数の方が参加する集会の開催や施設の貸し出しは原則行わない。

5 区施設における原則6月1日（月）～6月18日（木）の取り扱いについて

～東京都公表「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」における外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容 STEP 2 に相当～

<区が主体となって実施する事業、施設の運営等について>

- ・イベント等について、屋内では、参加者は100人以下かつ収容定員の半分以下とし、屋外では参加者は200人以下とする。
- ・参加者は、マスクの着用を原則とし、立って行動する場合に他者との間隔を2m確保し、着席の際には人と人との間に一人分のスペースを確保する。
- ・入口等にアルコール消毒液等を備え、参加者・利用者に対し手指消毒の勧奨を行う。
- ・発熱や風邪症状等の体調不良がみられる方については、参加をご遠慮いただく。可能であれば、非接触型体温計等により、一人ひとりに対し検温を行う。
- ・他者との適正な間隔が確保できない事態が生じる場合は、参加・利用の人数を制限する。また、多くの参加・利用が見込まれる場合については、密集・密接を避けるため予約制等とする。
- ・参加者の水分補給は可とするが、食事（軽食・お茶菓子等を含む）は不可とする。【★】
- ・カラオケ等大きな声での歌唱や口を使って奏でる笛等の楽器の演奏については禁止とする。【★】

- ・麻雀、将棋、囲碁等といった他者との距離を保つことが困難な取り組みは不可とする。【★】

＜区施設を民間団体等に貸し出す場合の取り扱いについて＞

- ・「区が実施する事業等」に準じた運用を要請し、感染症防止策が講じられていないことが明らかな場合には、利用の自粛を要請する。
- ・利用自粛によるキャンセルに対しては、使用料を全額還付する。

6 区施設における原則6月19日（金）～7月9日（木）の取り扱いについて  
～東京都公表「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」  
における外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容STEP3（7月9日以前）に  
相当～

- ・イベント等について、屋内では、参加者は1,000人以下かつ収容定員の半分以下とし、屋外では参加者は1,000人以下とする。
- ・その他については、項目5における取り扱いを継続する。
- ・項目5の取り扱いのうち、【★】の項目については、東京都の方針や近隣区の取り扱い等を踏まえ、緩和を検討する。

7 区施設における原則7月10日（金）以降の取り扱いについて  
～東京都公表「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」  
における外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容STEP3（7月10日以降）  
に相当～

- ・イベント等について、屋内では、参加者は5,000人以下かつ収容定員の半分以下とし、屋外では参加者は5,000人以下とする。

8 その他概ね7月迄を目安に対応を検討する諸課題

- (1) 区窓口等における3密（密閉、密集、密接）回避等の取り組みについて  
十分な待合スペースがなく、マスクを着用せずに来庁する方が多い等の課題  
や来庁者との接触を抑制すること等への対応策について、今後検討を行う。

（以下、例）

- ・事前予約制度の導入（予約を取らずに来庁された方については、電話・郵送等による対応を説明）
- ・携帯電話での連絡先を入手し、対応可能な時間での再度の来庁を促す。
- ・区役所中庭や屋上等を活用した臨時待合場所の設置
- ・キャッシュレスシステムの導入推進

- (2) 施設利用人数の制限

「新しい日常」を踏まえ、不特定多数が利用する施設等については、利用定員数を見直す。